

# マル経融資（小規模事業者経営改善資金）利子補給制度について

## （趣旨・目的）

新型コロナウイルス感染症・物価高騰等により、経営に影響を受けている小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫が実施するマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）の利子の一部または全部を補助することで、金利負担を軽減し、小規模事業者の資金繰りを支援することを目的とします。

## （制度概要）

補給対象者	市内に事業所を有する小規模事業者であって、マル経融資（通常）又はマル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）を利用している事業者
補給金額	【マル経融資（通常）】 1回目から60回目までの支払利子額 【マル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）】 1回目から60回目までの支払利子額 ※ 利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業所（1個人）につき1回のみ ※ 融資額のうち、1,000万円以内の部分に対する支払利子額
取扱期間	令和8年3月31日までに実行した融資に係るものが対象
注意事項	①本制度による利子補給については、毎年度の申請が必要となります。 ②返済計画の変更等により、利子支払額に変更が生じた際は速やかに市にご連絡ください。
申請期間	【令和8年度分】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
申込先	恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL：0123-33-3131（内線3331,3332）
融資に関する問合せ先	恵庭商工会議所 〒061-1444 恵庭市京町80 TEL：34-1111

## （申請手続き）

（ア）マル経融資の実行後、恵庭市経済部商工労働課にご連絡ください。

※既に融資を受けている場合も、まずは市までご連絡ください。

（イ）利子補給申込書の様式を送付いたしますので、日本政策金融公庫作成の利子額がわかる償還表（返済予定表）の写し、直近の返済状況が分かる書類（写し）、請求書とともに市に提出してください。

（ウ）内部審査を経て、利子補給の決定後、指定の口座に入金いたします。

**※代位弁済、廃業、市外への移転、繰上償還等が発生した場合には、補給した利子の一部または全部を返還していただく必要がありますので、必ずご連絡ください。**

恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地  
TEL：0123-33-3131（内線3331,3332） FAX：0123-33-3137